

平成20年4月から、高齢者の新しい医療制度が始まります

後期高齢者医療制度

●加入対象者および加入日

75歳以上の方（65歳以上で一定の障害がある方を含む）が対象となります。

平成20年3月31日の時点で、75歳以上で老人保健制度の該当になっている方は、これまでの国民健康保険や社会保険等の健康保険から後期高齢者医療の加入者（被保険者）に全員移行します。

また、4月1日以降に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療の加入者（被保険者）となります。

●医療機関にかかるとき

平成20年4月1日以降にお医者さんにかかれるときは、後期高齢者医療の保険証を医療機関の窓口に出してください。

《保険証をお届けする時期》

◆平成20年3月31日の時点で、75歳になっている方

↓ 平成20年3月中

◆平成20年4月1日以降に、75歳の誕生日を迎える方

↓ 75歳の誕生日を迎える日まで



《窓口負担》

◆お医者さんにかかったときは、通常は1割の負担です。ただし、現役並み所得者（※）は3割の負担となります。

※現役並み所得者：75歳以上で課税所得が145万円以上の方がおられる世帯

●保険料

すべての加入者の皆さんから保険料を納めていただくこととなります。

この保険料は、滋賀県全体での医療費の総額、加入者の人数や所得をもとに決定し、県内であればどこの市町でも統一した算定方法で計算した保険料の額となります。

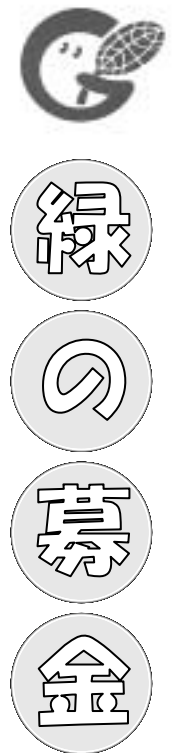
保険料は、平成19年11月ごろに滋賀県後期高齢者医療広域連合の議会で決定し、平成20年4月以降に皆さんにお知らせします。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 67784

ご協力ありがとうございました

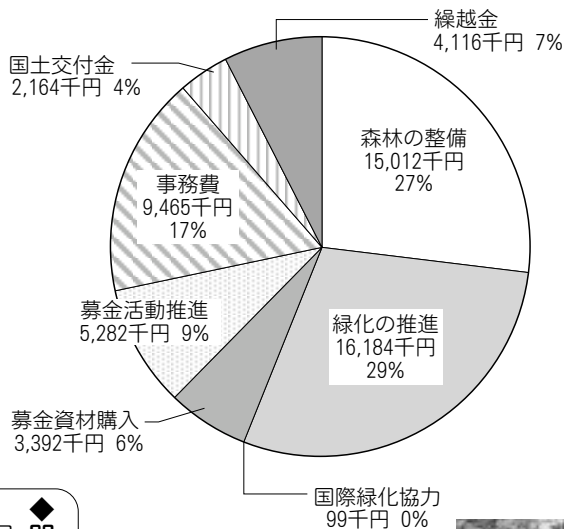


今年4月・5月の「緑の募金」期間に、日野町の皆さんから1,075,514円のご協力をいただきました。

いただいた募金は、森林の整備や緑化の推進、これらにかかる国際協力の推進に活用されています。

平成18年度滋賀県全体の募金額は、5,714,000円でした。募金の使いみちは次のグラフのとおりです。

平成18年度滋賀県「緑の募金」の使いみち（55,714千円）



▶自治会の植樹作業

緑化の推進として、自治会での「生活環境の緑づくり」などにも活用されています。平成18年度に、曙自治会では、「曙草の根公園」にソメイヨシノ・ノムラモミジ・ハナミズキを植えられました。



◆問い合わせ先

日野町緑化推進委員会(農林課内)

☎ 6563 有線 67773